

○厚生労働省告示第八十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「二・四四パーセント」を「二・三八パーセント」に改める。

第二号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を「二・三二パーセント」に改める。